○野々市市男女共同参画推進条例

平成16年３月22日条例第１号

野々市市男女共同参画推進条例

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、市の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　男女共同参画社会　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。

(２)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(３)　市民　市内に住所を有する者、勤務する者及び通学する者をいう。

(４)　セクシュアル・ハラスメント　他の者の意に反した性的言動を行うことにより、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

(５)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に対して身体的、精神的、経済的又は性的な危害及び苦痛を与える暴力的言動をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

(１)　１人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。

(２)　家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。

(３)　社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。

(４)　男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(５)　男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

（市の責務）

第４条　市は、男女共同参画社会の形成を最重要施策として位置付け、男女共同参画社会の形成を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

２　市は、男女共同参画社会の形成に当たり、市民及び事業者と連携を図り、協力するよう努めなければならない。

３　市は、男女共同参画社会の形成のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

４　市は、保育園及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校等あらゆる分野の教育の場において、男女共同参画社会の形成に向けた教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

２　市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできる職場環境の整備に努めなければならない。

２　事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

２　何人も、男女間においてドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

（行動計画）

第８条　市は、男女共同参画社会の形成に関し市、市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

２　市は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

３　市は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（啓発等）

第９条　市は、男女共同参画社会の形成について広く市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動の促進に努めなければならない。

２　市は、広く市民に提供する情報について、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（市民等の活動に対する支援）

第10条　市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

２　市は、前項の支援について、農林業、商工業その他の産業の自営業に従事する者に対し、特に配慮しなければならない。

（積極的改善措置）

第11条　市長その他市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の４未満とならないよう努めなければならない。

２　市は、事業者に対し、男女共同参画の推進状況について報告を求め、必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

（苦情等への対応）

第12条　市は、市民又は事業者から、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別に基づく差別に関する相談を受けた場合は、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（調査研究）

第13条　市は、男女共同参画社会の形成に関し必要な情報の収集及び調査研究を行わなければならない。

（推進体制の整備）

第14条　市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

（男女共同参画推進員）

第15条　市は、市民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、行動計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

（年次報告）

第16条　市は、推進施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

（男女共同参画審議会）

第17条　男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、野々市市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の任務）

第18条　審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第19条　審議会は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

４　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

５　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年野々市町条例第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略